

大安協発 第5-28号  
令和5年 5月17日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会  
会 長 光 村 公 介



「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和4年度)の

集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさか事務局より、添付の《令和4年度通年  
「放置ボンベ撲滅」の取組成果について》の情報提供を受けましたので  
お知らせいたします。

**【添付】**

令和4年度通年「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

以 上

令和5年5月16日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会  
一般社団法人大阪府LPガス協会  
近畿高圧ガス容器管理委員会  
大阪高圧ガス溶材協同組合

御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和4年度）の集計結果について

新緑の候、貴（協会・委員会・組合）にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和4年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしくお願いいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)  
担当 / 濱口・氏林 / 06 - 4393 - 6268  
[pa0032@city.osaka.lg.jp](mailto:pa0032@city.osaka.lg.jp)

## 令和4年度通年「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

## 保安3法事務連携機構おおさか

令和4年度通年の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内25消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 1 総括表

## (1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	47	撤去数	47	所有者へ返却	12
				所有者以外の販売店が回収	10
				容器管理委員会が回収	4
				その他A	21
	管理状況 是正数	0	温度管理	0	
			転倒防止	0	
			その他B	0	

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・LP協会が回収
- ・ボンベの使用者が回収

○撤去数における「その他B」には、次の事例がありました。

- ・なし

## (2) 発見場所数

発見場所数 合計	27	事業所数	21	工場・作業場	3
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他C	18
	空地・道路 ・河川等数	6			

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・共同住宅の敷地内
- ・一般住宅
- ・倉庫
- ・空家敷地内
- ・個人の敷地内
- ・駐車場

## 2 ボンベ別

撤去したボンベの本数をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	13	2	0	12	1	0
炭酸ガス	5	0	0	5	0	0
アセチレン	8	0	0	8	0	0
LPガス	13	2	0	13	0	0
フルオロカーボン	2	1	0	1	1	0
その他	4	2	0	1	1	0
不明	2	1	0	2	0	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

## 3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	0	0	0	2
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	4	3	0	0
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	0	0	1	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	7	5	3	15
	空地・道路・河川等	1	2	0	4	

#### 4 経緯等

- ・ 警防担当職員が防火指導中に発見し、消防局に連絡があった。
- ・ 消防署の予防担当職員が立入検査時に発見したもの。
- ・ 共同住宅の管理人が巡回中に発見したもの。
- ・ 都市整備局の解体工事の依頼を受けた業者が、敷地を掘り返していたところ、地中からボンベを発見し、消防局に通報があったもの。
- ・ 倉庫の一部を間借していた事業所が十数年前にガス溶断で使用していたボンベであり、処分の方法が分からず放置していたもの。査察時に検査員が発見。(アセチレン1本、酸素3本)
- ・ 消防団員により竹藪内に放置されているボンベを発見。放置された経緯は不明。(ヘリウム)
- ・ 消防団員により事業所敷地内に放置されているボンベを発見。放置された経緯は不明。(ガス種不明)
- ・ 近隣住民が沿道に放置されているボンベを発見し通報。放置された経緯は不明。(窒素)
- ・ 用水路を管理する市職員がごみ処理作業中に発見し相談があったもの。放置された経緯は不明。(LPG)
- ・ 現地にて容器を確認するも、さびにより容器所有者及び容器販売店が特定できなかったため、大阪府LP協会に回収依頼の連絡をした。その後、協会から回収依頼を受けた販売店により容器が回収された。
- ・ 1年以上空家となっている一般住宅にLPガスが2本あった。LPガス容器に記載されていた販売会社に連絡し、引き取りを指導した。
- ・ 令和4年5月、以前親戚がビールサーバーを使用していたがその後長期間存置していた旨相談があり、容器所有者により引取り、令和4年5月31日処置完了
- ・ 令和4年7月、所有している空地进行中、LPボンベを発見。現地調査するもサビや腐食が激しい状態であり所有者登録の刻印も確認できず、大阪府LPガス協会に回収依頼し、令和4年7月28日処置完了
- ・ 令和4年9月、消防隊が立入検査実施時に長期間存置していたLPボンベを発見したが腐食が激しく容器所有者の特定ができなかったため、大阪府LPガス協会に回収依頼し、令和4年11月25日処置完了
- ・ 令和5年2月、空地内にLPボンベが埋まっていると相談があり、土地所有者に確認するも、所有者不明のため、一度消防署に持ち帰り大阪府LPガス協会に回収依頼し、令和5年3月1日処置完了
- ・ 駐車場に放置しているボンベがあると駐車場所有者から警察へ通報が入り、情報提供のため警察から当消防本部へ連絡があったもの。
- ・ 自身の所有する土地の片付けを行っていた際、フロンボンベ1本・酸素ボンベ1本の放置ボンベを発見したが、所有者が不明であり、どうすればいいのか相談があったもの。
- ・ 近隣住民が共同住宅ゴミ置場に放置されているヘリウムガスボンベ1本を発見し、消防へ通報。ボンベを放置した人の特定はできなかったが、地域住民の証言によると数か月前からゴミ置場に放置されていたため、一般ゴミ扱いで放置したのではないかと推測する。放置されていたボンベは、一般顧客用に販売されている風船注入用ヘリウムガスタンク(2000)であり、残ガス処理も行われていたもの。危険性などは無かったため、近隣住民の協力によりボンベの撤去に至ったもの。

以上となります。